

第二十八号議案

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川区立小岩図書館の項中「東小岩六丁目一五番二号」を「東小岩三丁目六番九号」に改める。

第六条第一項中「指定管理者」の下に「（委員会が管理する図書館にあつては、委員会。次項、第九条、第十条及び第十一条第二項において同じ。）」を加え、同条第三項中「同じ。」の下に「又は使用料」を加える。

第七条第一項中「利用料金」の下に「にあつて」を加え、「ものとする」を「ものとし、使用料にあつては別表第三に定めるとおりとする」に改める。

第十二条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

図書館					付帯施設	
小岩図書館					集会室第一	
					集会室第二	
					音楽室	
					視聴覚室	
西・西図書館					西・西ギャラリー	

別表に次の一表を加える。

別表第三（第七条関係）

付帯施設		使用料（一時間単位）
集会室第一		四〇〇円
集会室第二		二〇〇円
音楽室		三〇〇円
視聴覚室		六〇〇円

備考 利用者が入場料等を徴収する場合は、次の区分による使用料を増徴する。

一 入場料等の額が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき。規定使用

料の五割相当額

二 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき。規定使用

料の七割五分相当額

三 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき。規定使用料の十割相当額

付 則

1 この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区立図書館条例の規定に基づき江戸川区教育委員会が行う利用の承認その他江戸川区立小岩図書館の管理のために必要な行

為は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

小岩図書館の移転に伴い、位置及び付帯施設について定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。